

企画提案説明書

1. 事業目的

萩・石見～羽田空港便をはじめとする首都圏、関西圏及び中部圏と島根県を結ぶ公共交通機関を活用した島根視察ツアーを実施することにより、島根の立地環境の周知及び企業経営者との関係構築を図り、島根への企業立地を推進することを目的とする。

2. 募集内容

(1) 委託業務名

令和7年度 企業立地を目的とした島根視察ツアー実施業務

(2) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

14,255千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 留意事項

第493回島根県議会（令和7年2月定例会）において、本業務に係る予算の議決がなされない場合は、当該業務の発注を取り止めます。

3. 応募資格

(1) 単独の法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独の法人として参加する場合は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下「県内法人」という。）であること。コンソーシアムで参加する場合はコンソーシアムの構成員のうち1以上は県内法人であること。

(3) 単独の法人又はコンソーシアムの構成員は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限内において、その措置の期間が満了していない者でないこと。

④ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

⑤ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

⑥ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては県税の、島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税について未納の税額（納

期限が到来していないものを除く。)がないこと。

- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託に当たり企画提案競争参加者から事前に企画提案競争参加表明書を徴収して資格の有無を審査し審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し企画提案書の提出を要請する。

(1)募集期間	令和7年2月18日（火）～令和7年2月26日（水）午後5時
(2)質問の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案競争質問書（様式1）にて令和7年2月26日（水）午後5時までに持参又は電子メールにより提出すること。
(3)質問の回答方法	回答は、企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。なお、回答は企画提案への参加表明書に記載された連絡担当者に対して、メールにより送信する。 なお、メールアドレスの誤記載及び社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しない。
(4)質問の回答予定日	令和7年3月3日（月）
(5)企画提案競争参加表明書の提出	企画提案競争に参加する者は、企画提案競争参加表明書（様式2）に以下の書類を添付して令和7年2月26日（水）午後5時までに持参又は郵送（郵便書留に限る。）により1部提出すること。 ・ 宣約書（様式3） ・ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部 ・ 島根県税に係る納税証明書（島根県内に事業所を有しない場合は、主たる事務所が所在する都道府県における都道府県税に係る納税証明書） 1部 ・ 会社概要が分かる資料（パンフレット、HPの写しなど） ・ コンソーシアムの場合は、コンソーシアム協定書の写し ※コンソーシアムにあつては、構成員ごとに納税証明書を各1部提出すること。 ※持参、郵便書留いずれの場合も受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く。）までとする。
(6)参加資格通知予定日	参加者表明書を受領後、質疑への回答に合わせて通知する。 参加資格を有しないと判断された場合は、本企画提案には参加できない。
(7)企画提案競争への参加辞退	企画提案競争参加表明書を提出した後で参加を辞退する場合は、企画提案競争参加辞退届（様式4）を令和7年3月10日（月）まで

	に持参又は郵送（郵便書留に限る。）により1部提出すること。 ※持参、郵便書留いずれの場合も受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く。）までとする。
(8)企画提案書提出期限	令和7年3月10日（月）午後5時
(9)書面審査予定日	令和7年3月13日（木）～18日（火）
(10)委託予定事業者の決定	令和7年3月中旬
(11)提出先及び問合せ先	島根県商工労働部企業立地課 担当：石田 〒690-8501 松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎2階） TEL：0852-22-6086 メール：ishida-takumi@pref.shimane.lg.jp

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書（様式5）により作成すること。企画提案の審査は別添企画提案評価基準に基づき実施するので、別添「業務仕様書」の内容を効果的に実施する方法を記載すること。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。ただし、必要に応じ別添資料で説明することは差支えないが、どの項目を補足するために作成した資料が明確に示すこと。
(2)提出方法・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・計5部提出すること。 ・令和7年3月10日（月）午後5時までに、上記4の（11）の提出先まで持参又は郵送（郵便書留に限る。）すること。 ※持参、郵便書留いずれの場合も受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く。）までとする。
(3)見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳が分かる見積書を1部提出すること。また、見積書の写しを企画提案書にそれぞれ綴り込むこと。 ・見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
(4) 企画提案競争等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。 <ol style="list-style-type: none"> ①提出期限、提出先又は提出方法に適合しないもの。 ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。 ③虚偽の内容が記載されているもの。 ・提出期限後における企画提案書の差替え及び再提出は認められない。 ・企画提案競争の採否は、文書で通知する。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。 ・提出書類の著作権は企画提案者に帰属する。 ・提案書類は、他の企画提案者に対して非公開とする。 ・提出された書類等は、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）に基づき開示する場合がある。

6. 審査方法等

(1) 審査内容	・別添「企画提案評価基準」のとおり。
(2) 委託予定事業者の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会において、県の定める最低基準点を超え、かつ最も高い採点を得た企画提案者を委託予定事業者とする。 ・審査の結果適当と判断される企画提案書がない場合は委託予定事業者を選定しないことがある。 ・最高点の企画提案者が複数の場合は見積額の安価な企画提案者を委託予定事業者とし、見積額も同額である場合には当該者によるくじ引きにより委託予定事業者を選定する。 ・企画提案者が1者の場合であっても審査会は開催し、審査会の採点が県の定める最低基準点を超える場合に当該者を委託予定事業者として選定する。
(3) 応募者への採否通知	<ul style="list-style-type: none"> ・委託予定事業者の決定通知及びそれ以外の通知は令和7年3月中旬を予定。 ・審査経過は公表しないものとし、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

7. 見積経費の計上方法

次の区分毎に必要な経費を計上すること

区分	対象経費	金額	注意事項
(1) 団体向けツアー実施費	80名分(16名/回×5回)の航空券代金、宿泊費、昼食代、観光施設入館料、視察先への謝礼品、貸切バス代(大型バス、バス乗務員含)、傷害保険料、駐車場代等を計上すること。(参加者分のみ計上)	8,284千円(税込) 以内で計上のこと	謝礼品は1社あたり3千円程度の菓子折り等県産品又は県をPRできるものに限る。1回のツアーあたり3社分を想定
(2) 個社向けツアー実施費	一人当たりの支援上限額6万円×20名分を計上すること	1,200千円(税込)	【定額】
(ア) 首都圏等の企業を対象とした石見視察ツアー			
(イ) 関西圏・中部圏の企業を対象とした島根視察ツアー	一人当たりの支援上限額4.5万円×40名分を計上すること	1,800千円(税込)	【定額】

(3) 事務経費	仕様書に記載した委託内容を遂行するにあたり必要な事務経費を計上すること 【例】 (1) 団体向けツアー ・航空券・宿泊施設等の手配、貸切バス、飲食店、観光施設等の手配・支払い処理、事後報告書の作成(アンケート含む)等の運営事務費 ・アテンドスタッフ交通費・宿泊費 (2) 個社向けツアー (7) 首都圏等の企業を対象とした石見視察ツアー ・支援金支払い事務経費(振込手数料含む) ・チラシデータ製作費(A4カラー両面) (4) 関西圏・中部圏の企業を対象とした島根視察ツアー ・支援金支払い事務経費(振込手数料含む) ・チラシデータ製作費(A4カラー両面) ※関西圏、中部圏向けそれぞれ作成	2,971 千円以内(税込)で計上すること	・変動費・固定費に分けて見積ること(視察予定回数に到達しないことも想定されるため) ・チラシは500部ずつ3種類印刷すること
----------	--	-----------------------	---

なお、(1) (2) 及び (3) の変動費については実際に要した経費のみを委託者に支払うものとする。

8. 契約内容等

(1) 委託期間	契約締結日～令和8年3月31日
(2) 委託料上限額	14,255千円(消費税及び地方消費税を含む。)
(3) 契約方法	・委託予定事業者と委託内容について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。 ・最終仕様の決定に際し、企画提案の一部を変更等する場合がある。
(4) 委託料の支払	原則として精算払とする。但し、業務の資金繰りに配慮し、業務上必要と認められる場合は、概算払を行うことができる。
(5) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に実施する上で必要と認められるときは、県と協議の上その一部を再委託することができる。
(6) 契約保証金	島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除できる場合がある。
(7) 著作権等	①本業務により生じた著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)及びその他の権利は、県に帰属するものとする。 ②本業務において制作されたコンテンツ(作成したデザインデータ、静止画又は動画等)は、次の媒体において無償で二次使用が可能とすること。

	<p>a. 県又は県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体等</p> <p>b. その他、県が目的達成に効果的と認める媒体</p> <p>③ ①②に対応できないコンテンツ等がある場合は、提案書にその旨を記載すること</p>
(8) 個人情報の保護	<p>本業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するとともに、入手した個人情報については島根県個人情報保護条例（平成 14 年島根県条例第 7 号）に基づき適正に取り扱うこと。</p>
(9) 守秘義務	<p>本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。</p>
(10) 契約書及び業務仕様書	<p>委託事業者決定後に別途作成・提示する。</p>